

第2章 初動活動

第2章 初動活動

東日本大震災は、平日の午後14:46に発生し、職員の勤務時間中であつたことから、参集時間を要さずに初動活動に着手できた。

また、本市にとっては、これまで経験したことのない大規模な地震による被災であつたが、公園緑地部内で多くの職員を動員して災害復旧体制を確立し、早期復旧に向けた初動活動を進めた。

経過

日時	時間	項目	内容
3/11	14:46	地震発生	
	20:30	地震災害報告(第1報)	国土交通省(本省・地整)、千葉県
		現場状況緊急確認	
3/13	18:00	地震災害報告(第2報)	
3/16	13:30～14:40	被災状況及び災害復旧事業概要報告	徳永副市長
	16:00～16:30	被災状況及び災害復旧事業概要報告	熊谷市長
		都市施設災害報告第1報 (下水・公園)	国土交通省都市地域整備局 都市・地域安全課 地域防災室
3/18	15:00～17:30	国土交通省事前協議	国土交通省都市・地域整備局 都市・地域安全課 地域防災室
	17:00	公共土木施設災害報告 (河川・道路・下水・公園)	国土交通省河川局防災課

1 被害状況調査

(1) 概要

被災した公園緑地全箇所の実況把握と国の「都市災害復旧事業」の採択要件の適合有無等を判断するため、公園緑地部内の9課・所から動員するとともに、財団法人千葉市みどりの協会の人員派遣協力を得て、短期間で集中的に被害状況調査を実施した。

(2) 実施体制

稲毛海浜公園と住区基幹公園の2班に分かれて3月14日～4月4日まで実施した。

稲毛海浜公園班

調査箇所 稲毛海浜公園(花の美術館、園路、野球場、駐車場、ヨットハーバー等)

班構成 公園建設課

住区基幹公園班

調査箇所 住区基幹公園75公園

(美浜区59箇所、花見川区8箇所 中央区3箇所 稲毛区2箇所 緑区1箇所 若葉区1箇所)

班構成 緑政課、公園管理課、中央・稲毛公園緑地事務所、花見川公園緑地事務所、若葉公園緑地事務所、緑公園緑地事務所、美浜公園緑地事務所、動物公園管理課、財団法人千葉市みどりの協会

(3) 調査内容

ア 現状把握・調査

- ・施設の破損状況確認
- ・下水管の破損状況確認
- ・給水管の破損状況確認
- ・被害状況写真撮影
- ・被災施設の数量(延長等)測定
- ・図面作成(災害査定用図面作成のための基礎資料)
- ・設計数量算出

イ 復旧事業費の設計

- ・図面作成(復旧平面図・構造図・詳細図等)
- ・設計書作成(国庫負担申請のための概算工事費算定)

調査状況



中磯辺公園
舗装の破損状況を確認するため、噴出土砂を取り除く



中磯辺公園
噴出土砂の範囲を計測



浜田公園
復旧が必要な箇所はすべて計測



浜田公園
園路のクラックを測定

2 応急対応

多くの公園で水道管の破裂や液状化による噴出土砂の被害があり、緊急を要するものから順次、応急対策に着手し、特に、美浜区の公園の液状化の噴出土砂撤去には、各公園緑地事務所の直営班を動員して作業を進めるとともに、危険箇所には注意喚起と立ち入り防止策を講じ公園利用者の安全確保に努めた。

また、面積が広く、被害も大きかった稲毛海浜公園では、震災の翌週に千葉市造園緑化協同組合がボランティアで噴出土砂の撤去を行った。その後、ライフライン復旧優先との考えから一旦、道路の噴出土砂撤去にまわり、その作業が完了次第、同組合員を含む造園業者が再び美浜区内の公園の噴出土砂撤去を行い、早期復旧を目指した。



稲毛海浜公園 第1駐車場
危険箇所にはカラーコーン等で立ち入りを制限



打瀬第3公園
噴出土砂が1箇所に集められた



稲毛海浜公園 花の美術館
業者による噴出土砂除去



真砂第2公園
公園周辺の噴出土砂仮置場として公園を利用



稲毛海浜公園 芝生広場

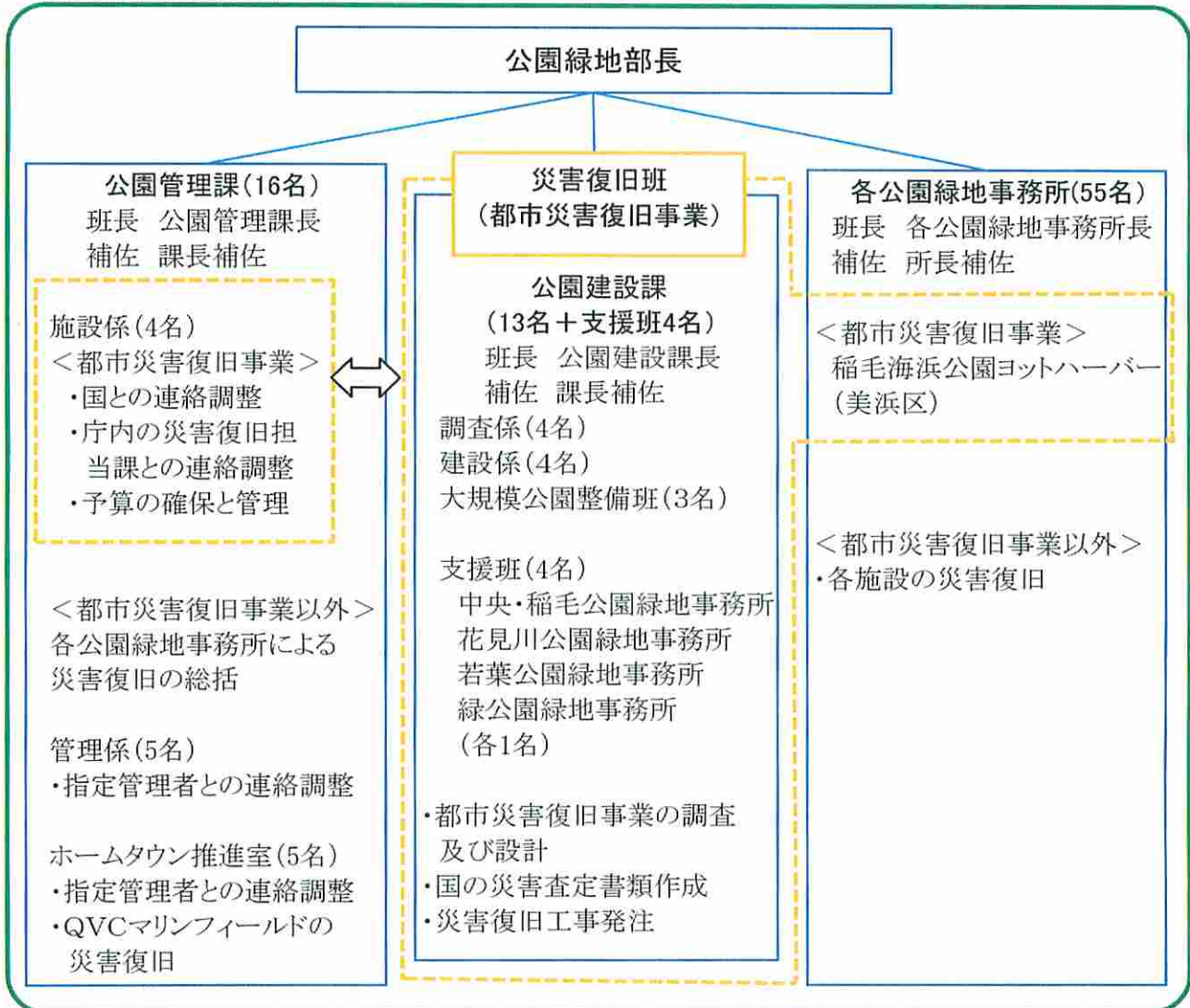
復旧が完了するまでは利用者の安全を第一に考え、木柵で立ち入りを制限した。また、復旧工事が始まるまでは毎週月曜日に市職員が巡回し、木柵の状況を確認し、随時、ロープ等の補修を行った

3 災害復旧体制

国の都市災害復旧事業を活用する公園の復旧作業については、4公園緑地事務所から各1名の支援を受け、公園建設課内に災害復旧班を設置した。

都市災害復旧事業の採択要件に適合しない公園は、各区の公園緑地事務所で復旧作業を行った。

公園緑地部災害復旧体制



都市災害復旧事業

都市災害復旧事業とは、異常な天然現象により、公共土木施設(下水道・公園)及び主として都市計画区域内において都市施設(街路・都市排水施設等)が災害を受けた場合、又は、市街地が土砂の流入・崩壊等により堆積土砂による災害を受けた場合、及び火山の爆発その他火山現象により著しい災害を受けた場合において、国は「負担法」により、地方公共団体に負担金を、又は「基本方針」「活火山法」「激甚災害法」により、地方公共団体等に対し国の予算の範囲内において、補助金を交付して行う復旧事業である。

対象施設 公共土木施設(都市公園) 補助率2/3
都市施設等(都市公園以外の公園緑地) 補助率1/2(嵩上げ後8/10)

対象箇所 1箇所あたりの事業費120万円以上
*維持工事(被災の状況が軽微なもの)は除く

